

福祉有償運送におけるローカルルールの実態

2011年度の調査結果を、2012年7月に国交省に照会し、2013年9月時点で見直しが必要なローカルルールを再調査した（2013/10/21 作成）

| 都道府県 | 市町村 | A:2011年度(H23年度) 地域独自のルール(ローカルルール) | B:2012年度(H24年度) 国交省調査結果(各支局回答) | C:2013年度(H25年度) 撤廃の進捗、新たにわかったローカルルール |
|------|---------------------------|--|------------------------------------|---|
| 北海道 | 札幌市 | | | |
| | | ②運転者の要件を20歳以上で過去3年間に免許停止の措置を受けていない者としている。20歳未満、過去2～3年の間に免許停止の措置を受けている者については、事故対策機構が実施する適性診断の受講が必要で、申請書類に診断書を添付 | H19.5の協議で安全の観点から合意された | 現在もこのルールは存在する。 |
| | | ⑤運転者の条件について「普通第一種免許を有し、効力が過去2年以内に停止されていない」の「2年以内」を「3年以内」とする。 | H19.5の協議で安全の観点から合意された | 現在もこのルールは存在する。 |
| | 旭川市 | | | |
| | | ①実施団体は福祉車両を1台以上所有する | 存在あり。H24.2月に働きかけた、次回運協にて見直す。 | 変わらず。24年度開催、第12回運営協議会で議題に上がったが、次回の協議会まで持ち帰り検討することになっているが、25年度にも審議されずに、26年度の開催に審議すると言っている。 |
| | | ②実施団体において1台でも増車を行う際には、協議会に諮り、協議が調わないと増車できない | 存在あり。H24.2月に働きかけた、次回運協にて見直すことになった。 | ① 同様です。 |
| 釧路市 | | | | |
| | ①利用者の限定 ②事故の対応 ③その他 | H17に設定したものでH24.5月に見直しを合意したが運協開催未定。 | | |

| | A:2011年度(H23年度) | B:2012年度(H24年度) | C:2013年度(H25年度) | |
|------|---|---------------------------|--|--|
| 青森県 | 把握できていない | | | |
| 秋田県 | 秋田市はなし。他の地域は把握できていない。 | — | | |
| 岩手県 | 把握できていない | — | | |
| 山形県 | ①許可時代に設定されたSDカードの添付が2年の運転履歴に是正されたにもかかわらず、一部自治体の担当者から更新・新規登録の際、以前設定された5年の運転履歴を求められる。 | H22年度末に是正済み。 | ①SDカードの添付義務は無くなり、5年以上の運転経験を求める表現の文書もH25年に是正された。しかし、一部地域では免許停止処分要件が「承認基準」によって3年以内とされている。 | |
| | ②運営協議会に構成員として「現に福祉有償を実施しているNPO法人等」を加えない | 改善済み。H24.8月で全ブロックにNPOが加わる | ②県内6地域のうちまだ加えられていない地域がある（事務局が1年交代のため先送りの連続）。 | |
| | | | ③全ての運営協議会で、車種別車両台数、会員数、運行回数、走行キロ数、収入額、支出額等の定期報告を求めているが、明らかに事業継続や利便性に問題が認められる状況でも協議されない。頻度は地域により年一回・半期毎等様々。 | |
| | | | ④一部地域では、事務局の作成資料及び司会で「審査」「審査開始」という表現を用いている。運輸支局から口頭で訂正されたが、翌年には事務局が交代し、再び同様の運用がなされている。 | |
| | | | ⑤一部の地域の「承認基準」では、運送の対価はタクシー運賃の「2分の1以下」とされている。 | |
| 福島県 | 新規登録したさいの利用者から人数を増やしてはいけない | | 変わらず（いわき市） | |
| 千葉県 | 市川市は特になし。他は把握できていない。 | — | | |
| 神奈川県 | 横浜市 | | | |
| | 運転履歴の提出 | | 運転履歴または誓約書（横浜市様式） | |
| 新潟県 | 長岡市 運転者の年齢制限 70歳以下 | | | |

| | A:2011年度(H23年度) | B:2012年度(H24年度) | C:2013年度(H25年度) | |
|-----|---|--|---|--|
| 富山県 | 富山市 | | | |
| | ①3カ月ごとに、運行記録(日付、会員番号、会員名、出発地・経由地・目的地、運行距離、運行時間、運転手等)を提出しなければならない。 | 存在の有無を調査中 | 運行記録などの様式は、統一した様式を使用するものとする。3か月に一度、市に報告義務(月日・運転手・利用者・目的・利用時間・運行ルート・距離など) | |
| | ②福祉車両に限定(セダン不可) | タクシーより安いから安易に使う(利用者意見)ことがないように設定された。今後検討する | 車両は平成18年10月以降も福祉車両とする。ただし、セダン型車両の申請があった場合には、運営協議会で協議するものとする。 | |
| | ③新規参入の場合は、無償での実績記録が必要 | 存在の有無を調査中 | 口頭指導だったため明確にルール化されていない | |
| | ④二種免許と持っていない運転手は適性診断を受けなければならない | 存在しているが根拠や経過を検証中 | 過去3年免許停止処分を受けていない者とする。運転手の変更などについては、富山市でガイドラインに基づき判定し、後日、名簿を各委員に案内するものとする。添付書類は、以下。 ・過去3年間の運転経歴書 ・運転免許証のコピー ・2種免許を持たない者は、適性診断書のコピー | |
| | ⑤車体に貼る「福祉有償運送」などの文字は7cm以上 | 存在しているが根拠や経過を検証中 | 車体側面の文字は、5cm以上ではなく7cm以上。 | |
| | ⑥増車の場合は、運営協議会で認められなければならない | 存在しているが根拠や経過を検証中 | 車両の増車については、運営協議会で協議するものとする。車両の変更については、富山市に報告するものとする。 | |
| | | 旅客の範囲の介護保険法に規定するものは、要介護1以上のみとする。かつ、単独ではタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者。NPO法人は、新規に会員登録する場合、都度富山市に申請し、市でガイドラインに基づき判定し、2週間程度で判定結果を通知する。各委員には、年2回報告するものとする。 | | |

| | | | | |
|-----|--------------------------------|-----------------------------------|---|--|
| | | | ※市役所からの通達で、障害者は、身体障害者1.2級、知的障害者A級、精神障害者1級でなければならないとなった。その他は、医師の診断書が必要 | |
| | | | 対人については、無制限に加入していること。 ※添付書類として、保険証のコピーが必要 | |
| | | | 車内に運送対価がわかるものを提示すること | |
| | 射水市 | | | |
| | ①利用者を知的障害者に限定 | H17.11の要綱のため、見直す方向で検証中。 | 見直す予定（時期は不明）。 | |
| | ②福祉車両に限定(セダン不可) | H17.11の要綱のため、見直す方向で検証中。 | 見直す予定（時期は不明） | |
| | ③運送の実施主体を「NPO ふらっと」(事業所名)に限定 | H17.11の要綱のため、見直す方向で検証中。 | | |
| | ④発地または着地のどちらかが「NPO ふらっと」であること | H17.11の要綱のため、見直す方向で検証中。 | | |
| 石川県 | 把握できていない | — | | |
| 福井県 | 把握できていない | — | | |
| 山梨県 | 把握できていない | — | | |
| 長野県 | 把握できていない | — | | |
| 岐阜県 | 1市町村(多治見市)を除いて、セダン車両の使用を認めていない | | 羽島市広域・瑞穂市は、福祉車両とセダン型車両を有する事業所であればほぼ制限なしで使用できる(セダン型車両のみでは許可されない。) 岐阜市・山県市では条件付きで使用可(知的・精神・内部障がいのみ使用可)。飛騨地方では、高山市、下呂市は使用可。その他の市町村では使用を認めていない模様。 | |
| 静岡県 | 運転者は75歳未満であること | | | |
| 愛知県 | ①運転者はSDカード(運転履歴)を提出せねばならない | 33の運協中5か所で存在あり。安全性の観点から見直すべきか疑問視。 | | |

| | A:2011年度(H23年度) | B:2012年度(H24年度) | C:2013年度(H25年度) | |
|------|---|--|---|--|
| 滋賀県 | 車両に表示する団体名などの文字は、マグネット着脱式でなく、ペンキ等で車体に直接書かなければならない | 米原市、長浜市で存在あり。H23に再協議したが、白タク防止を理由に必要性が再度合意された。 | | |
| 奈良県 | 大阪府の内容に準じる | (支局未回答) | | |
| 和歌山県 | 紀美野町・串本町・田辺市(旧本宮町域)・橋本市以外の自治体には運営協議会が未設置 | | | |
| 京都府 | | — | 構成員に「現に過疎地…福祉有償運送を行っているNPO法人等」が入っていない | |
| 大阪府 | ③登録や更新のたびに、運転者全員の適性診断書を提出しなければならない | 存在あり。根拠や背景を検証中。 | ③変わらず。 | |
| | ④車両写真提出・運転履歴証明書提出・運転者増員の場合は適・不適について協議・ | 存在あり。根拠や背景を検証中。 | ④のみの案件であれば、書面開催に変更された(北摂ブロック)。 | |
| | 中部ブロック(八尾、河内長野、松原市等) | | | |
| | ⑤議事録無し ⑥対価以外の対価原則× ⑦免許証のコピー提出 | ⑤議事録公開に向けて調整中。対価以外の対価は協議中。⑥は存在あり。確認できる書類が他にない。 | ⑤議事録は公開していない。 ⑥対価以外の対価は認められる。 ⑦運転者要件を運協で確認するために免許証提出が必要(運協会場で委員に配布し終了時に回収)。 | |
| 兵庫県 | 神戸市 | | | |
| | ①福祉車両に限定(セダンは認めない) ②複数乗車は認めない ③迎車回送料を設定してはならない ④運営協議会非公開・議事録非公開 ⑤運転者の適性診断書提出 ⑥免許書のコピー提出 ⑦車両写真提出 ⑧更新時継続趣意書提出 ⑨協議会委員の選任方法が不明瞭 | ①②③④⑨のローカルルールは存在しない。 ⑧は以前あったが撤廃した。 ⑤⑥⑦は存在あり。根拠や経過を検証中。 | ①利用対象者を限定している(協議基準第4条) ②③市の担当窓口で口頭指導している ④議事録はH24年度分から公開されるようになった ⑤H25年7月に撤廃された(協議基準第5条第3項)。 ⑥⑦⑧依然として実施されている ⑨は選任方法に対する質問状に回答が無い | |

| | | | | |
|-----|--|---|--|--|
| | 阪神地区ブロック(尼崎・西宮・伊丹等) | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ①福祉車両に限定(セダンは認めない) ②運送の対価以外の対価(特に介助にかかるもの)を認めない ③運営協議会非公開・議事録なし ④運転者の適性診断書提出 ⑤65歳以上は適齢診断書も提出 ⑥免許書のコピー提出 ⑦運転履歴証明書提出 ⑧車両写真提出 ⑨運転者増員時は審議・書面提出 | <ul style="list-style-type: none"> ①は以前あったが今は撤廃した。 ②は存在あり、対応未定。 ③は存在しない ④⑤は存在あり、根拠や経過を検証中。 ⑤⑥⑦は、?? ⑨は存在しない(更新登録時のみ) | <ul style="list-style-type: none"> ①②③⑤⑨のローカルルールは、ない。 ④運転者は年齢に関係なく、新規に登録する時に、適性診断書を提出している。 ⑥⑦⑧は提出しなければならない。 ⑨は、運転者の増員は不要だが、増車の場合は提出を求められている。 | |
| 鳥取県 | | | 県西部では、活動実績報告を半年ごとに提出しなければならない市(米子市)と、四半期に一度提出しなければならない地域(1市6町1村)がある。 | |
| 島根県 | 松江市 | | | |
| | | | 市の委託事業以外は、登録申請の相談があっても運営協議会が開催されない | |
| 島根県 | 浜田市 | | | |
| | | | 市内の一部の限定された「運送の区域」しか運行が認められない=市街地(旧浜田市)は進入不可。 | |
| 岡山県 | 備前県民局;セダン車両の複数乗車は介助者を同乗させる | 存在しない。(以前に書類配布されたが実態は柔軟な運用か) | | |
| 広島県 | 呉市 | | | |
| | ①最初の登録時の利用者が人数の上限。その後増やすことはできない | 市に働きかけている | 利用者決定には資格審査機関を設定することで上限を撤廃する見通し(次回運協で)。次回運協は、10月頃開催予定か? | |
| | ③運行実績の個別報告を求める | このローカルルールは存在しない | ローカルルールではないが、対価算出根拠として、半期毎に提出している。 | |

| | A:2011年度(H23年度) | B:2012年度(H24年度) | C:2013年度(H25年度) | |
|-----|---|--|---|--|
| | 熊野町 | | | |
| | 利用が必要かどうかの判定を地域包括支援センターに委託し利用決定を行っている(判定は厳しい) | ローカルルールとはいえない | 当該事項は、意見であってローカルルールとは考えていないが、判定が厳しいので必要な人に必要なサービスが受けられるように判定機関との理解活動を進めている。 | |
| | 東広島市 | | | |
| | 運営協会は非公開 議事録はH23年度末から作成・公開する方向。 | | ①議事録は、公約通り、H23年度末から各委員宛配布されている。 | |
| | | | ②福祉有償運送承認基準の必要条件に、福祉車両を所有する事が規定されているので撤廃の方向で問題提起している。(次回運協で結論) | |
| | | ③同・運転者に年齢制限(70歳以下)があるので撤廃の方向で問題提起している。(次回運協で結論) | | |
| | | ④同・運協開催頻度を短縮する方向で問題提起している。(現行2回/年→提案1回/年)(次回運協で結論) | | |
| 山口県 | 把握できていない | — | | |
| 徳島県 | 把握できていない | — | | |
| 愛媛県 | 松山市 | | | |
| | ①対象者を重度の移動制約者(身障手帳1~2級・要介護5~3・療育手帳A級)に限定 | 存在あり。次回運協で支局がリードし見直す | 4級の人でも車いすなら可能にする方向、知的障がいには依然として不可。 | |
| | ②福祉車両に限定 | 存在あり。次回運協で支局がリードし見直す | | |
| | ③実施主体は、事業実績が1年以上あること | 存在あり。次回運協で支局がリードし見直す | | |

| | A:2011年度(H23年度) | B:2012年度(H24年度) | C:2013年度(H25年度) | |
|------|--|------------------------|---------------------------|--|
| | ④3カ月ごとに、運行状況、旅客名簿、身体状況等・態様ごとの会員数、安全な運転のための確認表、乗務記録、運転者台帳、事故の記録、苦情処理簿、運送の対価(以外の対価も含む)、損害賠償措置、運行管理・整備管理・苦情処理体制等について事務局に報告せねばならない | 存在あり。次回運協で支局がリードし見直す | | |
| | ⑤法令で事後届けとしている以下の事項を事前協議の対象としている。名称や住所・代表者の氏名、減少する場合の運送の種別や区域、事務所ごとの車両数、旅客の範囲 | 存在あり。次回運協で支局がリードし見直す | | |
| 福岡県 | (北九州市) 明文化できるようなルールは無し。県内の他市町村については、把握できていない | — | | |
| 長崎県 | 把握できていない | — | | |
| 大分県 | 運営協議会が1自治体にしか設置されていない | 3か所に増えた。申請があれば早急に設置する。 | | |
| 熊本県 | | — | 利用者は原則として要介護3.4.5に限定(熊本市) | |
| 宮崎県 | 把握できていない | — | | |
| 鹿児島県 | 運転者は免許証が1点でも減点されると運転者としての資格を失う | 存在あり。見直すべきか疑問視。 | | |
| 沖縄県 | 把握できていない | — | | |

※ローカルルールの上乗せがある、または把握できていない都道府県のみ記載した。

※損害賠償措置として保険の上限金額を上げる等、登録団体も合意の上で定められたローカルルールについては、表には掲載していない。

※過疎地有償運送については、「運送の区域」を、走行可能な地域としてルール化している運営協議会が複数存在する。発地着地のいずれかが区域内にあればよいという法令の定めと異なり、走行範囲が限定されているため、「運送の区域」外の目的地には行けないという状態が発生している(北海道、茨城県、長野県、静岡県、京都府、鳥取県など 2010年3月現在)

作成：NPO法人 全国移動サービスネットワーク